



# かわにし 広報

町議選特集号  
(6月1日現在)  
の選挙人の数  
7675人

発行/川西町役場 編集/企画室 定価/1部5円 印刷/白南風社

## 選民の新定数は二五七二人

### 町議選 八月十日が投票日

四年に一度の、もっとも密接な選挙のひとつである町議会議員一般選挙が間近になりました。とくに、今回は二十二人という定数のもとで行なわれる最初の選挙であり、注目もひとしおです。政治が健全な姿を保つためには、まず、選挙が明るく正しい状況で行なわれることが不可欠の条件で、これは町議選といえども例外ではないはず。候補者と選挙運動にたずさわる人たちの良識ある行動が要求され、同時に、住民すべてが、政治や選挙のあり方に強い関心をもち、豊かな政治常識、高い選挙道義を身につけなければなりません。また、八月十五日の成人式直前に行なわれるということも、単に偶然として見過ごせません。若い人たちから、一票に心をこめて、多難な地域開発に、積極的に参加するという姿勢をはぐくんできたきたいものです。

## 明正選挙を強力に推進

### 委員を中心に

川西町選挙管理委員会では、この選挙を目前にひかえて、別記した二十人のかたがたを川西町明正選挙推進協議会委員に委嘱しました。不明朗な選挙は一掃し、又字どおり、明るく正しい選挙運動を常時に啓発してもらうことがねらいです。

さる十四日には、第一回の推進協議会が開かれ、当面する町議選を含めて、今後の対策について意欲的に審議し、次のような年度間の推進要綱も決定しました。

### 一、基本方針

選挙を明るく正しくするために各種の啓発事業を推進し、とかくマンネリ化しがちなこの運動を、効果的な手段、方法によって、金のかからない選挙運動、義理人情

や因習、縁故関係にとらわれない選挙として、単に投票率の高低とみすから主権の座を守る運動、町の政治を見守る運動とするなど、実践的な面での拡大発展をはかる。

### 二、重点事項

- ① 明るく正しい選挙運動を幅広く広げ、町民運動にするため、関係機関や諸団体との協力的体制確立に努める。
- ② あらゆるチャンスをとらえて政治教育の場を作り、社会教育関係機関の協力を得て、話し合い活動を活発に進める。また、町政に関心をもちため協議会の傍聴を行なう。
- ③ 八月十日に執行される町議選に際して、義理人情や因習、縁故にとらわれず、選挙人が自由な立場で投票できるように呼びかける。

(以上)

川西町になってから四回、全町一区の大選挙区としては三回、目にあたる今回の町議選が、身近な

選挙として、単に投票率の高低とみすから主権の座を守る運動、町の政治を見守る運動とするなど、実践的な面での拡大発展をはかる。選挙で終わるのではなく、有権者のみなさんの奮起をお願いします。

## 明正選挙推進協議会委員 (五十音順)

- 大久保三吉(野口)、大田長栄(公民館運轉委員長)、大塚昂子(上町)、柗木タケノ(上野婦人会長)、金子幸作(教委社会教育課長)、小林由弘(町教育振興会長)、佐藤登子(藤沢)、沢口由蔵(選挙委員長)、数藤タツ(千手婦人会長)、田口一男(社会教育委員長)、田中直仁(権婦人会長)、田村俊秀(青年学級自治会長)、菅井タキ(町婦人会連絡協議会長)、中村昌弘(岩瀬)、南雲春江(中仙川)、南雲良(県推進協議会委員)、南雲隆三(三領)、羽鳥敏一(中央公民館長)

## 映画会のご案内

川西町明正選挙推進協議会の主催で、次の日程により一映画と話し合いの会を開きます。近所をいっしょに参加してください。

二十一日 上野農業センター  
二十二日 橋 出張所  
二十三日 中仙田公民館

半日リト(仙田連合婦人会長)、保坂国夫(町公民館主事)

\*各会場とも夜八時半開会  
\*プログラム  
1. 主役はあなた(教育映画祭 最高受賞作品)  
2. 公約  
3. 選挙のしくみ

## 開票参観

町議選の開票開始は八時の予定です。三十分前から受け付けを始めて、会場(役場)がせまく、人数を制限するのでご承知をお願いします。

## 町議選投票所開設一覽表

投票区名	投票所開設場所	区域内の部落(町内)名	投票時間
第1投票区	役場	中島町、中屋敷、寺尾	
第2投票区	千手町農協	沖立、木島、鶴吉	
第3投票区	上野連絡所	上野、下平新田	
第4投票区	新町公民館	新町新田、田代	
第5投票区	三領公民館	三領、小根岸	午前7時
第6投票区	元町公民館	元町、星名新田	
第7投票区	橋出張所	野口、仁田、塩幸	午後6時
第8投票区	三領地区公民館	原田、椋深、下原	
第9投票区	橋小本落冬期分校	木落、寺ヶ崎	※投票時間を繰り上げるところはありません
第10投票区	仙田出張所	中仙田、田戸、越ヶ沢	
第11投票区	仙田小学校	室高、霧谷、藤沢	
第12投票区	赤岩小学校	赤谷、岩瀬	
第13投票区	白倉小学校	大白倉、小白倉	
第14投票区	仙田小高倉分校	小高	
第15投票区	仙田小高倉分校	高倉	
第16投票区	大倉集会所	大倉	

# 立候補の手續きは

## 説明会を開いて徹底

こんどの町議選の立候補届出の期間は、別項のように、選挙の告示日である八月三日から四日間で候補者となろうとする者、または推薦人が、郵便によることなく、文書でその旨を選挙長に届け出なければなりません。

候補者となろうとする者自身が届け出る場合、必要となる書類は「候補者届」のほか添付書類として、①宣誓書、②所属政党(政治団体)証明書(この証明書を有しないときは、候補者届の党派欄に「無所属」と記載します)、③戸籍の謄本または抄本。以上です。また、推薦人が届け出る際はこのほかに、④候補者の承諾書、⑤選挙人名簿登録証明書(推薦人のもの)が必要となります。

- ① 選挙事務所を設置したときは届け出が必要です。
- ② 戸別訪問をして投票を依頼したり、演説会の通知をするなど禁止行為です。
- ③ 通常用いられている湯茶と菓子程度以外の飲食物の提供はできません。
- ④ 演説会場および街頭演説の場所以外での連行行為は禁止されています。
- ⑤ 午後九時から翌日午前六時までは街頭演説はできません。

### 選挙運動 違反のないように

通称による立候補はできませんが、立候補届出等の告示、個人演説会場前の公営立札、投票記載所の氏名等の掲示に関して、本名以外の通称が記載、使用されることを求めようとするときは、「通称使用申請書」を候補者届と同時に提出していただきます。

これらの立候補受付事務は、三日の告示当日は役場の四階会議室で、四日から締め切りまでは二階の選挙事務室で行なう予定です。

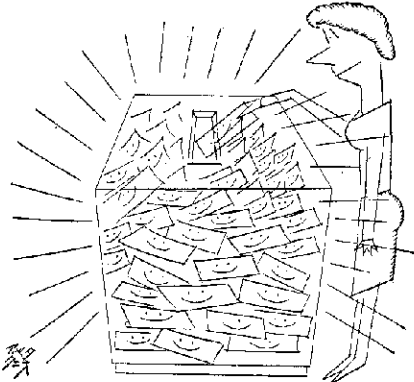
選挙運動は、立候補の届け出が

なお、使用できるポスターの枚数は五百枚、はがきも五百枚までとなっています。

立候補予定者へ

説明会は二十五日です

これら、おおよその立候補心得とは別に、選挙では、いまままでと同様、説明会を用いて万一手ぬかりもないようにします。



投票箱 明い票を得よう

### 選挙の日程

開票は十日夜 八時から	引、補充立候補締め切り 一日(日) 投票、午前七時から午後六時まで。開票は午後八時から。
三日(日) 告示、立候補受け付け、不左者投票開始	付は、期間中、午前八時三十分から午後五時まで。②不在者投票は、投票日前日まで、毎日午前八時三十分から午後五時までの間に、役場二階の選挙事務室へ出向いてください。
六日(水) 立候補締め切り	七日(木) 選挙立会人届け出の期限
八日(金) 立会人決定のくじ	

説明会は、また二十五日午後一時から、役場で開催とまじりました。立候補を予定しているかたあるいはその代理のかたの出席をお願いいたします。

### 選挙管理委員の異動

南雲委員長が辞職

六月二十五日付で町選挙管理委員会の委員に異動がありました。

### 選挙人名簿の登録は職権で

公職選挙法を改正

第六十一回通常国会で可決された「公職選挙法の一部を改正する法律」は、住民基本台帳制度に基づいて、選挙人名簿の登録を行なう手続きを定めたものです。

改正後の手続き方法がどのように変わったのか、そのあらましをお伝えしてみよう。

(又中、「選挙」は市町村選挙管理委員会、「名簿」は選挙人名簿の略です。)

八月の町議選に加えて、総選挙もしきりにうわさされる時期に近づき、老齢を理由に南雲俊平委員長(中仙田)が辞職を申し出たことによるもので、後任の委員長には沢口由哉委員(下平新田)、さらに、ひとり欠員となった委員として、補充員の中から大井長太さん(中沢町)が繰り上げ就任しました。

勇退した南雲さんは合併以来の委員であり、そのうち七年間は委員長を勤めました。

八月の町議選に加えて、総選挙もしきりにうわさされる時期に近づき、老齢を理由に南雲俊平委員長(中仙田)が辞職を申し出たことによるもので、後任の委員長には沢口由哉委員(下平新田)、さらに、ひとり欠員となった委員として、補充員の中から大井長太さん(中沢町)が繰り上げ就任しました。

### 名簿の登録

当該市町村の区域内に住所のある満二十歳以上の日本国民(選挙権被選挙権を停止されている者を除く。)で、その者に係る住民票が作成された日(他市町村から転入した者については、住民基本台帳法の規定に基づく転入の届出をした日)から、引き続き三か月以上その市町村の住民基本台帳に記載されているものについて、職権

をした後、登録時に資格があり、かつ、引き続きその資格を有している者が名簿に登録されていないことを知った場合、その者をたまたま名簿に登録し、その旨を告示しなければならぬ。

### 登録の取り消し

選挙は、名簿に登録されている者が次の事項に該当することを知らなかったとき、それらの者をたまたま名簿から消去し、②または③に該当するものは、その旨を告示しなければならぬ。

- ① 死亡、または、日本国籍を失った。
- ② 他市町村に転出した日から四か月が経過した。
- ③ 登録されるべきでなかった。

### 罰則その他

住民基本台帳法の関係 ①市町村長は、名簿の登録に関するある届出等については、ただちにその旨を選挙に通知しなければならぬ。②転入、転出等の届出に關し、虚偽の届出をした者は刑罰に処せられる旨を明らかにした。

罰則の改正としては、名簿に登録させる目的で虚偽の転入届をすることにより名簿に登録させた者も、詐偽登録罪になる。

以上の改正は七月二十日から施行になり、その際、選挙は、名簿に登録されている者で住民基本台帳に記載されていない者(転出のため表示されていない者を除く。)がある場合、その者をたまたま名簿から消去し、その旨を告示しなければならぬ。

登録は定時および臨時に行ない選挙は、登録資格を有する者について、登録のための整理をしておかなければならぬ。

- ① 定時登録... 選挙は、毎年九月一日で登録資格のある者を同日十日に名簿に登録し、総覧に供しなければならぬ。
- ② 臨時登録... 選挙は、選挙(九月十一日から十月十日までの間)に行なわれる選挙を除く(が行なわれる場合、臨時に名簿の登録を行ない、総覧に供しなければならぬ。ただし、その選挙の期日前一か月以内に臨時登録が行なわれた場合はこの限りでない。

### 補正登録

選挙は、定時または臨時の登録